

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成12年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(提出部数及び経由)</p> <p>第19条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）及び水道法施行条例（平成24年岩手県条例第68号。以下「条例」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(提出部数及び経由)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>(専用水道の水道技術管理者の資格)</u></p> <p>第20条 <u>条例第2条第1項第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 第1号又は第2号に規定する学科目又は課程を修めて</u></p>

卒業した者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学科目又は課程を修めて卒業した者については1年以上、第2号に規定する学科目を修めて卒業した者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する学科目若しくは課程又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、水道に関する技術上の実務にそれぞれ当該各号に規定する年数従事した経験を有する者

(8) 外国の学校において、条例第2条第1項第1号に規定する学科目又は第6号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、水道に関する技術上の実務にそれぞれ当該各号に規定する学科目を修めて卒業した者ごとに規定する年数従事した経験を有する者

(9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(10) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(11) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年

6箇月以上」と、同項第5号中「者については1年以上」とあるのは「者については6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第6号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第7号及び第8号中「年数」とあるのは「年数の2分の1」と、同項第9号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第11号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。